

子どもたちに携帯電話は本当に必要ですか？

一身近にある携帯電話等(インターネット)の危険性一



ネット上のいじめ

インターネット上の**掲示板等**を利用して、特定の児童生徒に対する**誹謗・中傷**によるいじめが生じています。匿名性という特徴が、いじめを助長し、内容をエスカレートさせてしまいます。

ネット依存症

携帯電話やインターネットができないと**不安**になったり、メールが**常に気になり**、生活に**支障**をきたしたりすることです。若者の間では、**ネットゲームに夢中**になることも問題になっています。

有害サイト

アダルト、薬物、自殺、薬物などの有害サイトに驚くほど**簡単にアクセス**できます。携帯電話を使えば、誰にも知られることなく、有害情報を**手に入れる**ことができます。

出会い系サイト

「出会い系サイト」を利用し、**中高生の少年少女が犯罪に巻き込まれる事件**が起こっています。最近では、同じ目的でインターネット上の**掲示板**を利用するケースが増えてきました。

個人情報の公開

気軽に開設できる**プロフィールサイト**。その中で**公開された個人情報**により、**不審者が接触**してきいたり、第三者からの挑発が元で、**暴力事件**にまで発展するケースがあります。

ネット詐欺

オークションで送金したのに商品が来ないケースや**偽メール**で送金を促すケース、また、いわゆる**ワンクリック詐欺**など、**料金の不当請求等**の被害が後を絶たない状況です。

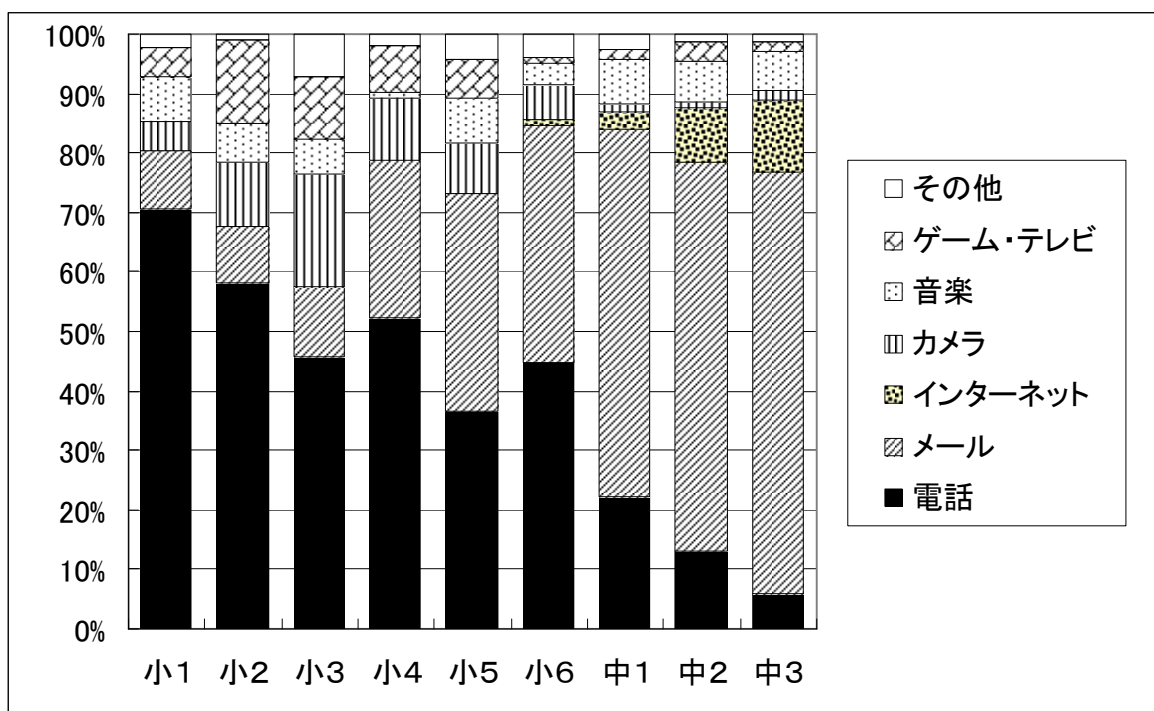
悪質なメール被害

見覚えのない**料金請求**のメールが送られたり、有名企業や業者を名乗る者から**勧誘**や**セールス**のメール、また、**チェーンメール**等メールに関するトラブルは後を絶ちません。

生活の乱れ

画面を見続けることで**目の疲れ**や**首・肩の痛み**、**頭痛**や**不眠**、**うつ病**などの影響が出ることがあります。また夜更かしの原因にもなり、**昼夜逆転の生活**の要因にもなっています。

子どもたち(小・中学生)の携帯電話の利用目的



— 県「携帯電話に関するアンケート調査」(平成20年10月実施)の小松市の結果から—

携帯電話の利用目的が、電話以外に変化していくことがわかります。大人の意識とは別に、子どもたちの中では、様々な危険性を含むインターネットの利用や、ケータイ依存症につながるメールのやりとりが利用の中心となっていきます。

◆保護者の皆様へ◆

「保護者は、小中学生には防災・防犯などの場合をのぞき、携帯電話を持たせないよう努めるもの」とする「いしかわ子ども総合条例」が、今年1月から施行されました。子どもが、安易にインターネット機能付きの携帯電話を手にするのは、様々な危険もいっしょに手になることとなります。携帯電話がお子さんの成長過程や生活の中で本当に必要なものかどうか、適切な判断をお願いします。



また、中学校を卒業された後も、子どもの言うがままに買い与えるのではなく、保護者がその危険性を十分に理解したうえで、道具として本当に必要なものかどうかを見極めることが大切となります。

★子どもたちのインターネットや携帯電話などに関わる相談は、学校または警察等にご相談ください。 <参考 小松警察署 (0761)22-5231(代)>

平成22年1月作成

小松市教育委員会教育センター(24-8124)